

■東日本大震災に係る災害復旧補助の査定状況

H26.1.10現在

年度	申請事業者数	災害査定件数	事業費及び調査額	
			通常査定	特例査定
H23年度	182事業者	241件	301億円	—
H24年度	48事業者	59件	14億円	1,001億円
H25年度	3事業者	6件	0.5億円	23億円
合計	*202事業者	306件	315億円	1,024億円

※同一事業者を除く

- 平成24年度より、沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業で、復興計画等との調整により早期の災害査定の実施が困難な場合には、災害査定方法等の特例を定めて実施
- 特例査定後の実施に際しては、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要

■特例査定の保留解除状況

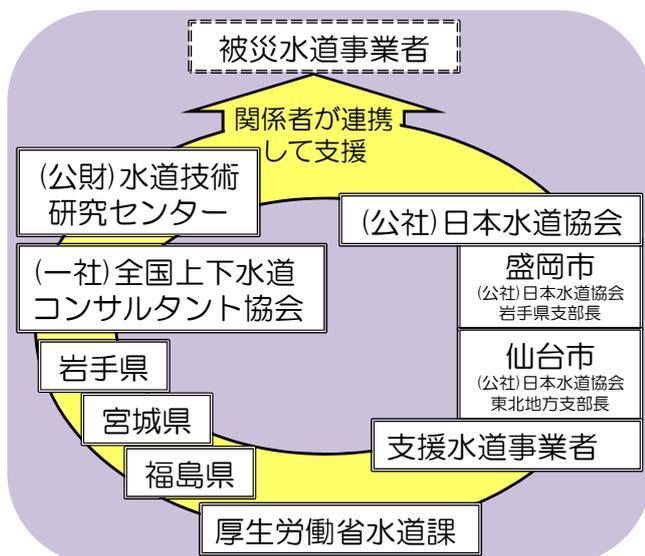
H26.1.10現在

	特例査定事業者数		特例査定調査額	保留解除件数			保留解除済み事業費		
	査定実施	協議開始		H24	H25	計	H24	H25	計
岩手県	19	6	218億円	2	10	12	0.6億円	6.3億円	6.9億円
宮城県	22	16	681億円	12	21	33	13.6億円	27.4億円	41.0億円
福島県	5	2	124億円	—	2	2	—	1.4億円	1.4億円
計	46	24	1,024億円	14	33	47	14.2億円	35.1億円	49.3億円

東日本大震災水道復興支援連絡協議会

○津波により街全体が壊滅的な被害を受け、復旧の目途の立たない地域については、今後、街づくりと整合した水道の復旧・復興方法についての検討を行い、復旧、復興計画を策定していく必要がある

○これら一連の取組みに対する技術的支援等を行う枠組みとして東日本大震災水道復興支援連絡協議会を設置



■連絡協議会の基本的役割

- 支援を求める被災事業者に対し支援事業者等をマッチング（日水協他）
- 支援事業者の求めに応じ水道復興計画に対し技術的助言（有識者他）
- 支援事業者の求めに応じ災害査定国庫補助事務等の情報提供（国、県）

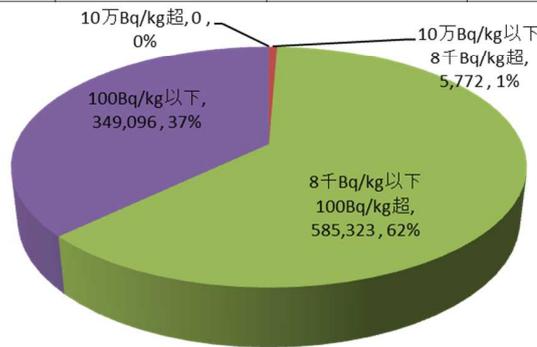
■支援事業者の役割（被災事業者の要望に応じ臨機応変に対応）

- 街づくりに伴う水道整備計画（構想）等の立案支援
- 復興までの水道事業実施計画の立案支援（一時的な給水計画等を含む）
- 災害査定実務の支援（国、県、日水協等との連絡調整等）

【1-3】 浄水発生土の放射性物質濃度の状況

(単位:トン) 平成26年1月9日時点

Bq/kg	10万Bq/kg超	10万Bq/kg以下 8千Bq/kg超	8千Bq/kg以下 100Bq/kg超	100Bq/kg以下	計	未測定保管
宮城県	0	1,011	24,156	22,829	47,996	2,959
山形県	0		5,495	17,120	22,615	9,698
福島県	0	2,469	13,154	817	16,441	1,600
新潟県	0	1,018	31,762	30,342	63,122	5,990
茨城県	0		56,758	14,902	71,660	606
栃木県	0	727	9,625	1,398	11,751	59
群馬県	0	546	17,830	2,164	20,539	20
埼玉県	0		108,340	29,263	137,603	275
東京都	0		167,251	42,394	209,646	65
神奈川県	0		22,765	95,621	118,386	808
千葉県	0		125,879	50,354	176,233	8,485
長野県	0		2,251	14,000	16,251	710
山梨県	0			4,644	4,644	0
静岡県	0		56	23,248	23,304	6
全体	0	5,772	585,323	349,096	940,190	31,280

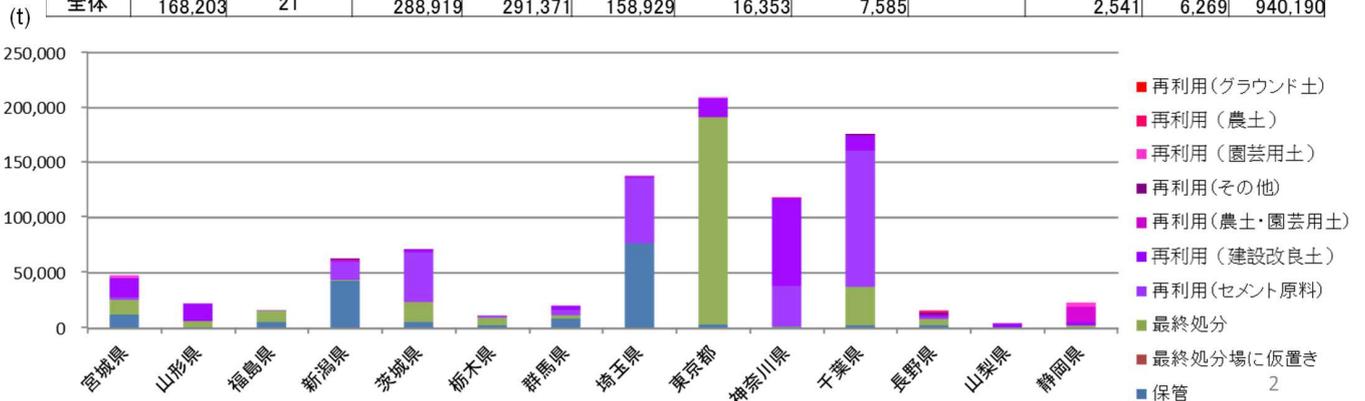


1

浄水発生土の処分状況

(単位:トン) 平成26年1月9日時点

	保管	最終処分場に 仮置き	最終処分	再利用(セメ ント原料)	再利用 (建設改 良土)	再利用 (農土・園芸 用土)	再利用(園 芸用土)	再利用(グラ ウンド土)	再利用(農土)	再利用 (その他)	計
宮城県	12,486		13,376	2,248	17,136		2,751				47,996
山形県	1,033		5,615		15,922	9				35	22,615
福島県	5,662		10,312		467						16,441
新潟県	42,774		897	16,389	408	1,288	9		1,357		63,122
茨城県	5,794		18,096	44,822	2,397					551	71,660
栃木県	2,773		6,787	2,191							11,751
群馬県	8,739		3,201	4,613	3,986						20,539
埼玉県	76,906		52	58,859	755	728				302	137,603
東京都	3,515		188,089		16,975		1,067				209,646
神奈川県	1,195		436	36,802	79,103	470			370	10	118,386
千葉県	2,934		34,681	122,879	13,435	40			143	2,120	176,233
長野県	2,949		5,436	2,172	1,715	58			2,028	1,894	16,251
山梨県	1,028				3,616						4,644
静岡県	413	21	1,941	396	3,014	13,760	3,758				23,304
全体	168,203	21	288,919	291,371	158,929	16,353	7,585		2,541	6,269	940,190



2

原子力損害賠償について

■ 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力賠償の範囲の判定等に関する中間指針（原子力損害賠償紛争審査会）：平成23年8月5日

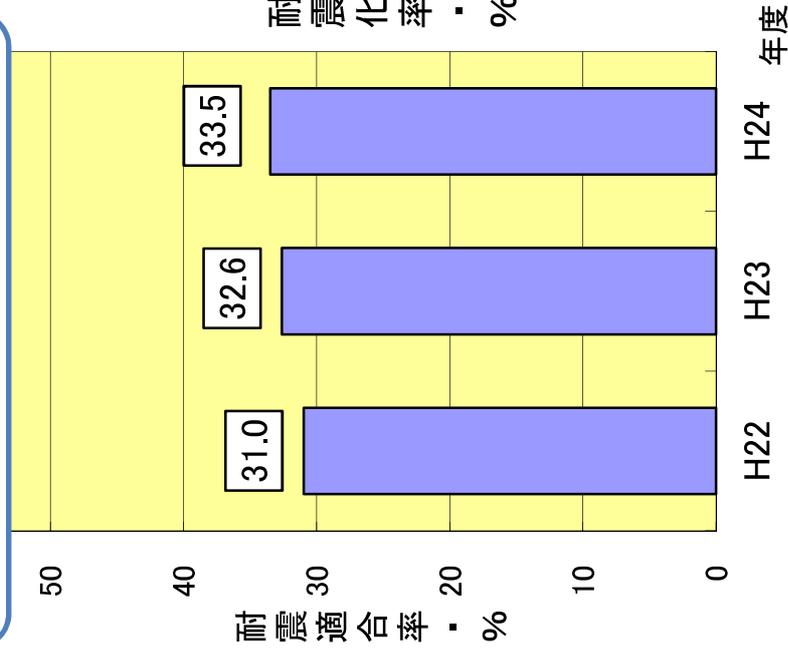
厚生労働省水道課 事務連絡		請求対象期間	東京電力 提示内容
H24 5.1	【1回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について	H23年 11月末	【賠償対象】 検査、放射性物質低減、摂取制限対応、汚染発生土保管/処分、等に係る追加的費用（※必要かつ合理的な範囲） 【先送り】 逸失利益（給水収益減等）、人件費、広報費用（摂取制限指示以外）
H24 8.30	【2回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の2回目の請求受付開始について	H24年 3月末	請求対象期間の変更 賠償対象は変更無し、但し、広報費用について賠償対象外の例示を追加
H25 1.31	【3回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の営業損害等に係る請求の受付開始（3回目）について	H24年 3月末	減収分（逸失利益）及び人件費を請求対象に追加
H25 7.31	【4回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成24年度分に係る請求の受付開始（4回目）について	H25年 3月末	平成24年度に発生した費用が対象 賠償対象の追加・変更無し
H25 11.5	平成25年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について	H25年度 以降	H25年度以降に発生した水道水及び水道原水のモニタリング、放射性物質が検出された浄水発生土に係る費用の考え方を提示

※東京電力との合意が困難である場合は「原子力損害賠償紛争解決センター」に申し立てることも可能
【水道事業における現在申立中の事例】 福島県桑折町（H25.9.11）、福島市（H25.10.30）

【1-4】水道事業における耐震化の状況（平成24年度）

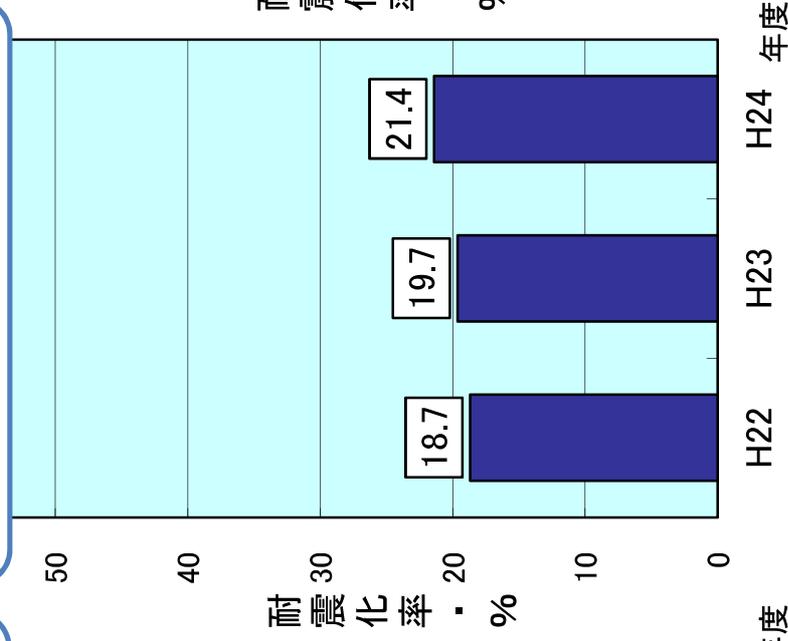
基幹管路

- 昨年度から0.9ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。



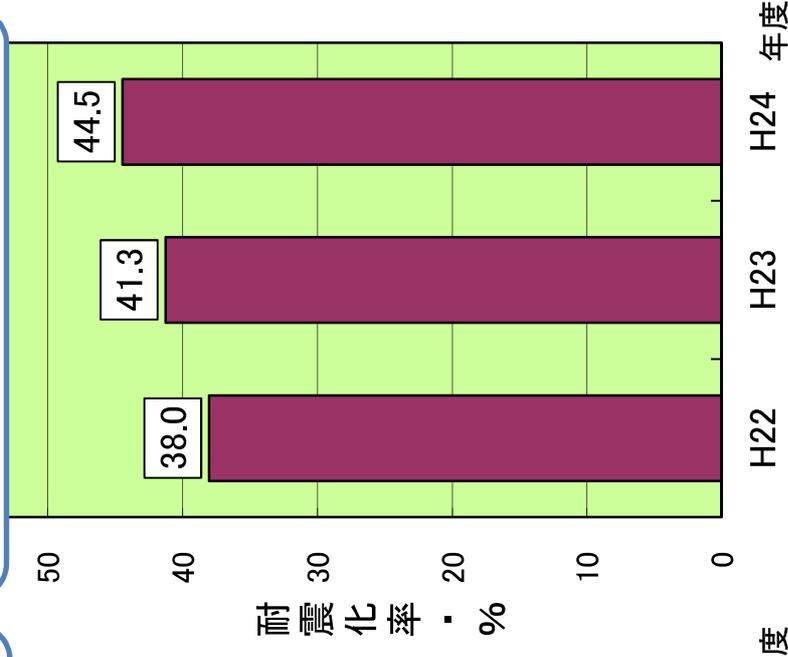
浄水施設

- 施設の全面更新時に耐震化が行われる場合が多く、基幹管路と比べても耐震化が進んでいない。



配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。



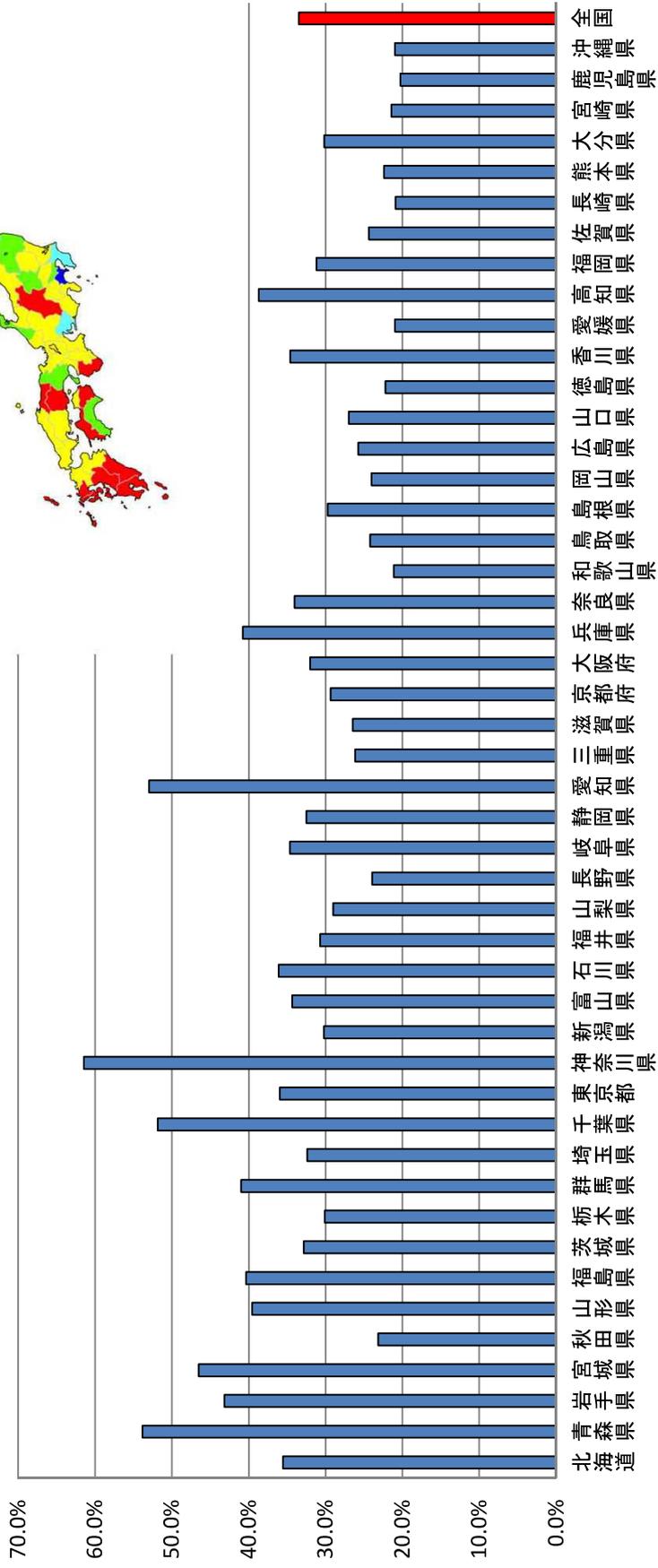
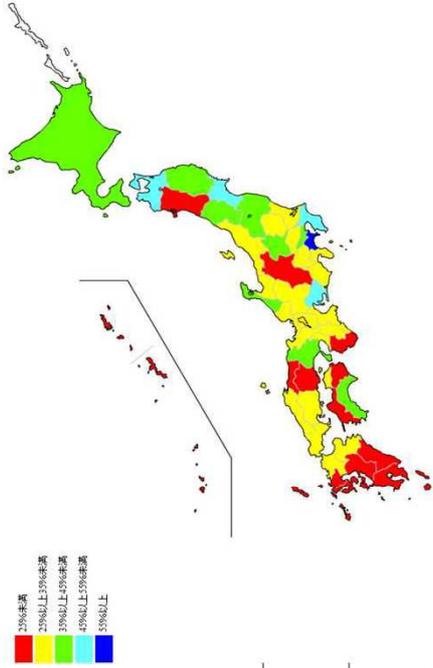
基幹管路の耐震適合率(平成24年度)

水道管路は高度成長長期に多くの布設がなされているが、これらは耐震性が低く、震災時の安定給水に課題がある。全国の耐震適合性のある管路の割合は33.5%にとどまっており、事業体間、地域間でも大きな差があることから、全体として底上げが必要なが状況である。

【全国値】 (23年度) (24年度)

32.6% → 33.5%

前年度からの伸びは0.9ポイント



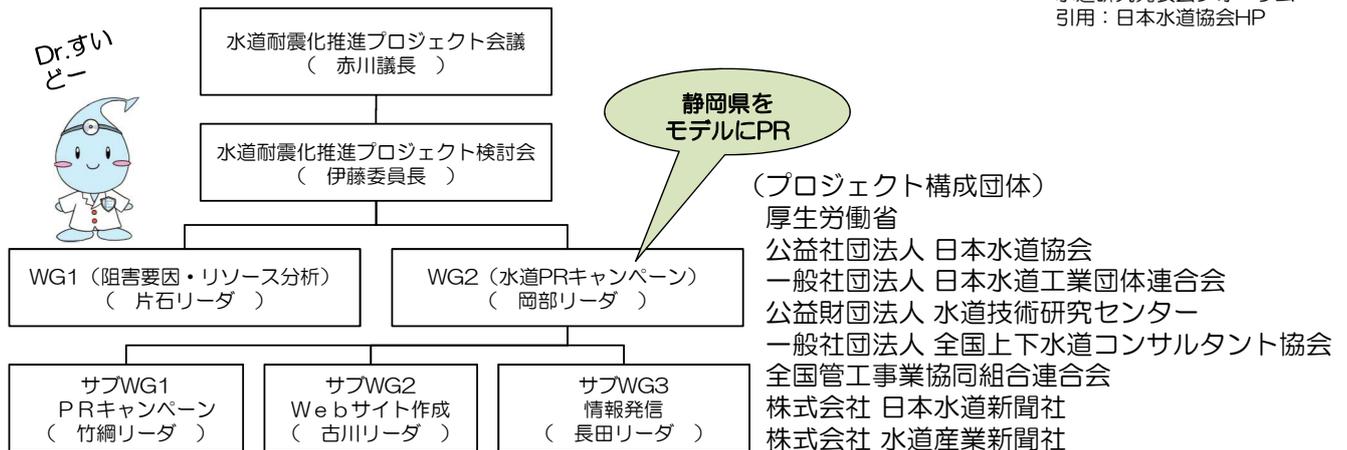
水道耐震化推進プロジェクト

2012年5月 水道研究発表会フォーラム「水道施設の耐震化・更新のための広報を考えよう」
 2012年10月 北海道旭川市第81回全国総会「水道耐震化推進プロジェクト」の設立表明

- ステークホルダーに応じた広報施策の展開
- オープンな情報発信によるリスク・コミュニケーションの構築
- 情報の見える化（抽象的な表現の排除）
- 各水道事業者の規模等に応じた効果的な広報と広域的連携



水道研究発表会フォーラム
引用：日本水道協会HP



水道耐震化ポータルサイト（水道耐震化推進プロジェクト）

■ 水道事業者のPRを支援するサイト

- ・水道の耐震化に関する広報・パンフレット・写真等の情報発信を行う。

<http://suido-taishin.jp/>

<http://www.suidosos.com/>

水道耐震化ポータルサイト

検索

みんなの水道クリニック

検索

注）水道PRキャンペーンのWebサイトも掲載しています



サイトの掲載内容（予定）

- ・耐震化率都道府県別マップ★
- ・耐震関連水道HotNews ★
- ・水道管路被害予測システム及び手引き
- ・適合地盤判定支援
- ・水道事業者の広報事例★
- ・水道施設の災害写真等★
- ・水道PRキャンペーン関連情報
水道SOS図鑑、スローガン
Dr. すいどー、テレビCM、パンフ等

注）★印など一部掲載中
今後充実していく予定

【1-5】消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて

消費税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げ

「消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて」(平成25年12月17日付け健水発1217第1号及び第2号厚生労働省健康局水道課長通知)により、円滑かつ適正な対応を依頼

通知概要

①消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法について

■消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

- ・商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止。
- ・特定供給事業者が消費税の転嫁拒否等の行為を受けたことを公正取引委員会などに知らせたことを理由として、特定事業者が取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする報復行為を行うことも禁止。

■消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

- ・事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止(禁止される表示の具体例:「消費税は転嫁しません。」、「消費税率上昇分値引きします。」)。口頭も含めて禁止。

②水道料金に係る消費税の経過措置について

■平成26年4月1日前から継続的に行っている水道水の供給については、同日以降初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する場合について、所要の経過措置が設けられており、当該料金の一部については従前の税率(5%)によることとなる。

③その他

■各水道事業者等においては、今回の消費税率の引上げに伴う適正な転嫁等に関して、水道利用者の十分な理解を得るよう努めるとともに、速やかに条例改正等の所要の手続きを進めるようお願いする。また、供給規定を変更した場合は、水道法第14条第5項又は同条第6項の規定に基づきその旨を届け出る又は認可を受けるようお願いする。

【1-6】 事業認可等に関する改正等について

「水道事業等の認可の手引き」の改訂(平成23年10月3日)

- 認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省健康局水道課の基本的な考え方を取りまとめたもの
- 認可等に当たっては、それぞれの水道事業や水道用水供給事業によって地域の実情、歴史的な沿革等が千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組まれない

「水道事業等の認可の手引き」

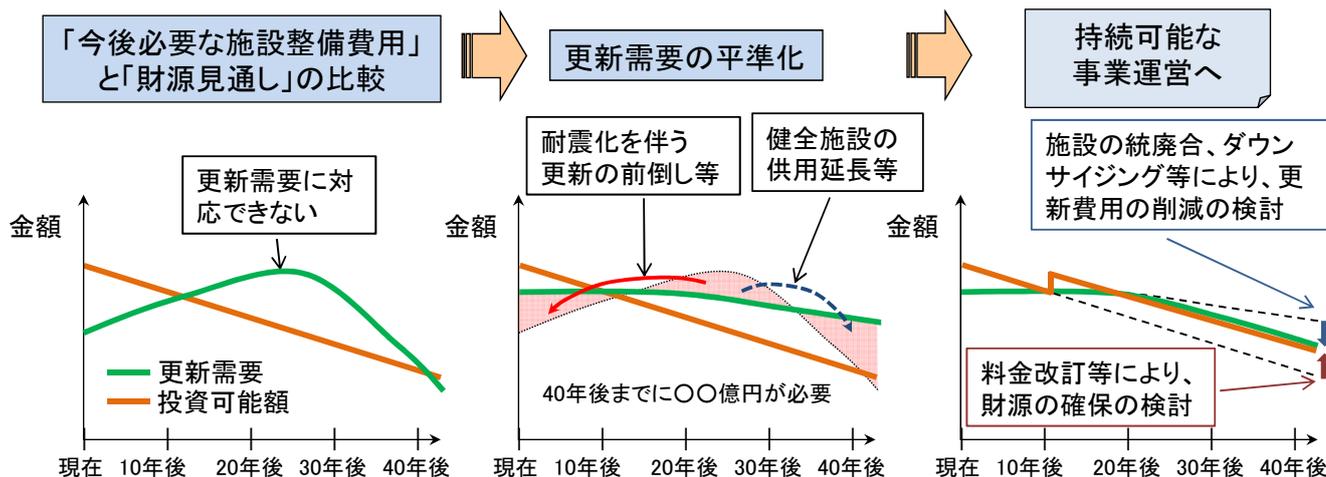
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf>

長期的な視点での持続可能な水道施設の管理運営には、アセットマネジメントが必要不可欠

●水道事業におけるアセットマネジメントとは・・・

→ 水道施設による給水サービスを継続していくために必要な補修、更新といった施設管理に必要な費用と、そのための財源を算定し、長期的視点に立って経営していくことである。

アセットマネジメント実践



アセットマネジメントに関する取り組み

- 厚生労働省は、平成21年7月7日に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成した。
- アセットマネジメントの実施状況は、1,496事業者のうち約30%であり、計画給水人口5万人未満の事業者については約12%にとどまっている。
- 中小の水道事業体においては、手引きが詳しいためすぐに実践するには活用しにくい面もあると考えられることから、アセットマネジメント実践のための簡易支援ツールを作成し、平成25年6月に公表した。
- 現在、アセットマネジメントの講習会等を実施しており、H25年度中に45都道府県で開催予定である。

アセットマネジメントの実施状況

(単位:事業者数)

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給事業	合計
H22	割合	8.2%	41.7%	59.6%	67.2%	79.3%	62.4%	25.7%
H24	調査事業者数	963	211	145	61	25	91	1,496
	実施事業者数	120	98	96	44	21	61	440
	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H22からH24への割合の伸び		4.3%	4.7%	6.6%	4.9%	4.7%	4.6%	3.7%